滋賀県教育振興基本計画

未来を拓く心豊かでたくましい人づくり

~みんなで支えあい自らを高める教育の推進~



滋賀県

滋賀県教育振興基本計画の策定

教育基本法の改正*1や滋賀県基本構想*2の策定を受け、新しい時代に向けた滋賀県教育行政の取組を計画的に進めていくため、滋賀県教育振興基本計画を策定しました。

この計画では、今後10年間に目指す滋賀の教育の姿を描きつつ、平成21年度(2009年度)から25年度(2013年度)までの5年間に取り組むべき施策について、体系的に示しています。

滋賀が目指す人間像

私たちの暮らす滋賀の地には、古くから進取の気質とともに公の心を重んじ、人や自然と の調和を尊んできた、先人からの「近江(淡海)の心」が今なお息づいています。

計画では、「滋賀が目指す人間像」として、この「近江(淡海)の心」を受け継いで、自らに誇りを持ち、そして、変革の時代にあってもたくましく人生を切り拓く力を備えながら、国際社会の一員として活躍できる人を掲げ、次世代を担う人づくりに取り組みます。

教育の基本目標

未来を拓く心豊かでたくましい人づくり ~みんなで支えあい自らを高める教育の推進~

教育が果たすべき役割は、子どもたちが自ら育つ力を損なうことなく、確かな学力を身につけ、豊かな人間性や社会性を備え、自ら未来を切り拓いていくことのできるたくましさを身につけられるようにすることであると考えます。

そのためには、学校や家庭、地域、企業など、社会全体で子どもを見守り、子どもの育ちを支えることが重要です。

また、すべての県民が社会に参画する意欲を高め、生活や職業に必要な知識・技能を習得していくことができるよう、生涯にわたって学習することのできる環境をつくる必要があることから、この目標を掲げました。

計画期間

平成 21 年度(2009年度)から 25年度(2013年度)までの5年間

本計画で取り扱う「教育」の範囲

- ◇ 教育を受ける場所にかかわらず、家庭教育、学校教育および社会教育を含みます。
 ただし、国立・私立の学校および県立大学で行われる教育内容等については、各校の独立性を尊重して、本計画で取り扱わないこととします。
- ◇ 教育を受ける時期にかかわらず、乳幼児期、少年期、青年期、成人期、高齢期、いずれの時期の教育も含みます。
- ◇ 教育委員会が所管する分野をはじめとして、知事部局または警察本部が所管する分野・ 施策を含み、滋賀県における教育分野に関する施策を総合的かつ体系的に構築することと します。

^{※1} 平成 18 年 12 月に約 60 年ぶりに改正された教育基本法第 17 条第 2 項において、地方公共団体においても、その地域の実情に応じた基本的な計画を定めるよう努めなければならないと規定されました。

^{※2} 平成 19 年度から平成 22 年度までを計画期間とする県政運営の基本方針のことです。滋賀県行政の総合的な推進のための指針となるものであり、県政の最上位計画として、部門別の各種構想・計画・指針等の基本となります。

今後5年間に取り組むべき施策

教育の基本目標を達成するため、今後5年間において、次の3つの観点を柱として必要な 教育施策を推進していきます。

1

子どもたちの「生きる力」を育む

「生きる力」とは、まず子どもたちが、生きていることの喜びと感謝を感じることから生まれます。 そのうえで、生涯にわたり学習活動を続け、社会の一員として個性を伸ばしながら成長していくための基礎を身につけられるよう、子どもたちに「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」を育みます。また、「近江(淡海)の心」を受け継ぐ人を育てるため、「滋賀の自然や地域と共生する力」を育むことを目指します。

「生きる力」を育むうえで必要となる教育環境や条件の整備についても進めていきます。

1 「確かな学力」を育む

思考力・判断力・表現力等を育成するには、子どもたちが基礎的・基本的な知識・技能を確実に身につける必要があります。そのため、学校においては、少人数学級編制をはじめ、複数の複式学級(異学年の児童で編制される学級)を持つ小学校には教員を追加して配置するなどして、一人ひとりの能力や特性等に応じたきめ細かな指導に努め、指導方法の工夫・改善により、基礎的・基本的な学力の確実な定着を図ります。

また、課題解決的な学習や探究的な学習により、子どもたちの学習に対する興味・関心や意欲を引き出し、主体的に課題に取り組み、よりよく問題を解決する能力の育成を目指すとともに、情報化や国際化の進展に対応する能力を育む教育を進めます。

さらに、外国人や障害のある子どもなど、特別な教育的ニーズのある子どもへの学習支援などの充実を図ることとします。

- ・ 指導方法の工夫ときめ細かな指導の実施
- ・ 課題解決的な学習や探究的な学習の充実
- ・ 教育課程の工夫と特色ある学校づくり
- 情報活用能力の育成
- 国際教育の推進
- 外国人児童生徒への学習支援
- 特別支援教育の推進

2 「豊かな心」を育む

学校教育活動全体を通じて道徳教育を推進します。また、発達段階に応じた様々な体験の積み重ねや繰り返し継続した活動、キャリア教育等を通して、一人ひとりが社会生活のルールや社会性を身につけるとともに、相手の身になって考えたり、人を思いやる心や感動する心などの豊かな心の育成を図ります。

- ・ 規範意識など社会性の育成
- ・ 勤労観・職業観を養い、社会での自立を目指す教育の推進
- 思いやりの心の育成
- 人権教育の推進
- ・ 男女共同参画の視点に立った教育の推進
- ・ 情報モラルの育成
- 文化・芸術に親しむ心の育成

3 「健やかな体」を育む

学校体育の充実を図り、生涯にわたって運動やスポーツに親しむ能力や体力・運動能力の向上、健康の保持増進の基礎を培うとともに、メンタルヘルスなど健康に関する今日的な課題に対応するため、健康教育の充実を図ります。 また、知育、徳育および体育の基礎となる食育については、県民運動で取り組むほか、学校教育全体での積極的な推進を図ります。

- 体力向上と健康の保持増進
- 健康教育の推進
- ・ 食育の推進

4 「滋賀の自然や地域と共生する力」を育む

滋賀県が有する豊かな自然や、優れた文化財、地域の行事、滋賀の先人の教えといった伝統や芸術など多彩な文化を子どもたちの教育に活用することで、自分たちが育ってきた地域に愛着を持ち、社会の一員として地域に貢献しようとする態度を養います。

また、子どもたちのたくましく生きる力を育むため、幼少時からの自然体験活動を進めるほか、「びわ湖フローティングスクール『湖の子』」や多様な主体が実施する滋賀らしい環境教育・環境学習の取組を進め、子どもたちが自然と共生する力を育みます。

- ・ 地域資源を活用した特色ある教育の推進
- 自然体験活動と実践的な環境教育の推進
- 環境保全意識の醸成
- ・ 環境学習の取組の支援

5 信頼される学校をつくる

学校の持つ知識や人材、施設等の教育資源を活かし、県民を対象とした講座の開設など学習機会の提供や学校施設の開放を進めます。

学校の教育目標・計画や地域との連携の進め方などについて、地域住民等から選任された学校評議員などの外部からの意見を聞くことを通じ、理解や協力を得ながら、地域に根ざした特色ある教育活動を展開します。

また、家庭や地域、県民等に対して説明責任を果たすため、積極的に学校情報の提供を行うとともに、学校評価を実施し、その結果を公表するなど、開かれた学校づくりに努めます。

- ・ 地域に根ざした学校づくり
- ・ 学校運営の改善
- 学校施設の整備
- 安全・安心な学校・地域づくり
- 修学の経済的支援
- ・ 私学教育の振興

6 教育力を高める

滋賀の教育を中心となって担う教員の能力向上は、日々の教育活動を支える不易の取組であり、不断の努力が求められます。教員一人ひとりの教育力を向上させ、学校の組織としての力を高め、子どもたちへの教育にあたります。また、教育上の困難な課題に対して、学校が組織として、また教職員同士や専門家、地域等と連携して対応できるよう、サポートする体制を整え、教職員の負担を減らすとともに、教員を志す人が多く生まれるようやりがいのある職場づくりに努めます。

- ・ 教員の実践力の向上
- ・ 優秀な人材の確保
- ・ 教職員の適正な配置
- 人事評価制度の導入
- ・ 組織・チームの教育力の向上
- 教職員の健康管理

社会全体で子どもの育ちを支える

「家庭教育はすべての教育の原点」との認識のもと、家庭や地域の教育力の向上を図るとともに、学校、家庭、地域、企業等がそれぞれの役割に応じて力を発揮し、互いに連携・協力して、社会全体で子どもの育ちを支える環境づくりを進めます。

社会全体で取組を進めるうえで、子どもを持つ人も持たない人も、すべての県民が子どもの育ちに 関心を持ち、積極的なかかわりを持っていく必要があります。「子によし」、「親によし」、「世間によし」 の「子育て三方よし」のメッセージを発信しながら、明日の滋賀を担う子どもの育ちを支える気運の 醸成を図ります。

また、事業の実施にあたっては、ユニバーサルデザインの視点に立ち、取り組むこととします。

- ・ 子どもを安心して育てることのできる環境づくり
- ・ 子どもが健やかに育つ環境づくり
- ・ 家庭教育や子育てをみんなで応援する社会づくり
- ・ 子どもの読書活動の推進
- ・ 子どもの体験活動の推進



3

学びあい、支えあう生涯学習社会をつくる

県民一人ひとりが、生涯を通して主体的に学び、この学びの成果を自らの生活や仕事に活かすことによって、心豊かでいきいきと自立した人生を築くとともに、世界的な視野を持って、地域において 互いに連携しながら様々な課題の解決を図っていく「生涯学習社会づくり」を目指します。

- 学習環境の整備と活動支援
- ・ 社会の課題についての県民意識の醸成
- ・ 地域共生の仕組みづくり
- ・ 健康づくりと生涯スポーツの振興
- ・ 地域の歴史や文化に親しむ機会の充実



計画推進のために必要な事項

1 学校、家庭および地域等の相互の連携協力

県民の参画のもと、学校、家庭、地域、団体・NPO、企業等が、それぞれの役割を果たしつつ、相互に連携し て、社会全体で子どもの育ちを支えあい、子どもたちが育つ環境をつくることによって、教育の目標を達成するた めの諸施策をより強力に進めていきます。

学校

子どもたちが心豊かに主体的、創造的に生きていくため の基礎的な資質や能力を育む場。

集団生活を通して、集団の一員としての自覚を持ちなが ら、望ましい人間関係の育成や社会生活上のルールの習得 を図る場。

半过此

多様な人間関係の中で、また自然環境を通して、固有の 文化を伝承し、また、遊びや社会規範、道徳心、社会的な マナーといった社会性を育む場。

学校の取組を支援したり、子どもたちに対し多様な活動 の場所を提供したり、子育てや家庭教育を応援し支える役 割が期待される。

家庭

言葉や基本的な生活習慣・生活能力、思いやりの心、倫 理観、自制心、コミュニケーション能力など、子どもたち が生きていくうえで必要な技能や規範を身につけさせる場。 子どもたちに安らぎを与える場。

企業

労働環境に配慮し、従業員が子育てや教育にかかわりや すい職場環境づくりに努めることが求められる。

学校や地域で行われる様々な教育活動に対して、専門性 を活かした協力を行い、また、地域住民の一員として、教 育活動に積極的に参加することが期待される。

総合的なコーディネートの仕組み

学校、家庭、地域、団体・NPO、企業等が、相互に連携して、より大きな教育的効果を生み出すには、それぞれをつなぎ、 連携をサポートする仕組みや、分野を超えて総合的なコーディネートができる仕組みが必要。

2 保幼小連携および校種間の連携

子どもたちの発達にかかわりながら連続性を持って指導・支援できるよう、校種間で連携する必要があります。

幼稚園・保育所と小学校との連携

- ・合同の研究会や研修会の実施
- ・互いの保育・授業を参観
- ・行事等での幼児と小学生との交流
- ・学習へのつながりを踏まえたカリキュラムの作成

保育所

幼稚

小 学 校

中学校

高等学校

幼稚園と保育所との連携

- ・職員合同の研修会や交流会の実施
- ・幼児同士の積極的な交流
- ・認定こども園制度の有効活用

小学校と中学校との連携、中学校と高等学校との連携

- ・進路説明会や体験入学の実施
- · 小中一貫教育 · 中高一貫教育
- ・授業の交流・行事等での児童生徒の交流

3 国および市町との役割分担と教育改革の推進

国または市町との役割分担を明確にしながら、事業の適正な実施に努めるとともに、教育内容の質的充実や教育 活動の活性化を図るため、時代に応じた教育改革を進めていきます。

4 点検評価・進行管理・計画の見直し

PDCAサイクルの考えに基づき、毎年度点検・評価を行い、実効性のある計画の推進に努めるとともに、滋賀 の教育を取り巻く状況の変化に対応するため、計画内容について必要に応じて見直しを行います。

5 全国的な教育制度の推進

本計画に掲げた教育の基本目標を達成するうえで必要な教育制度改革が行われるよう、国に対して働きかけてい きます。

計画の構成

基本理念と滋賀が目指す社会のあり方

自律 協働 共生

「未来を拓く共生社会へ」

次の世代や社会への影響を念頭に置きながら、地域や個人の「自律性」を高め、県民一人ひとりや様々 な団体、企業、行政等が、それぞれの役割に応じて力を発揮し互いに協力する「協働」によって、人と人、 人と自然が「共生」する社会を築き、私たちの暮らしの未来、社会の未来を拓いていくことを目指す。

------〈暮らしの将来の姿〉·

「健康」 いくつになっても活動的でいられる社会 「働く」 仕事と家庭や地域生活を両立できる社会 「住む」 歩いて暮らせる安全で快適な社会

「学ぶ・育てる」人間性や生きる力を育む社会

「楽しむ」 伝統・文化や自然、地域に親しめる社会 「つながる」 交流を深め、支えあう、つながりのある社会

目指す人間像

「近江(淡海)の心」を受け継いで、 自らに誇りを持ち、変革の時代にあっ てもたくましく人生を切り拓く力を備 えながら、国際社会の一員として活躍 できる人

今後10年間に目指す 滋賀の教育の姿

教育の基本目標

未来を拓く心豊かでたくましい人づくり ~みんなで支えあい自らを高める教育の推進~

- 未来を拓く「人づくり」にしっかりと取り組むとともに、多様化する教育課題に対応するため、 学校や家庭、地域、企業など、社会全体で子どもを見守り、子どもの育ちを支える。
- 常に自らの内面を磨き、社会に参画する意欲を高め、生活や職業に必要な知識・技能を継続的 に習得していくことができるよう、県民が生涯にわたって学習することのできる環境をつくる。

今後5年間に取り組むべき施策

基本目標を達成するための3つの観点

子どもたちの 「生きる力」を育む

社会全体で 子どもの育ちを支える

学びあい、支えあう 生涯学習社会をつくる

生きる力

- ●「確かな学力」を育む
- ●「豊かな心」を育む
- ●「健やかな体」を育む
- ●「滋賀の自然や地域と共生する力」を育む

教育環境・条件の整備

- 信頼される学校をつくる
- 教育力を高める

計画推進のために必要な事項

学校、家庭および地域等の相互の連携協力

保幼小連携および校種間の連携

国および市町との役割分担と教育改革の推進

点検評価・進行管理・計画の見直し全国的な教育制度の整備

成果指標・事業目標(主なもの)

平成 25 年度(2013 年度)末において達成を目指す施策の成果を示す指標(成果指標)または事業実施の目標(事業目標)の主なものは次のとおりです。

	成果指標・事業目標	実績	H21	H22	H23	H24	H25
1 子どもたちの「生きる力」を育む							
	少人数学級編制の実施	〈小〉 1~3年および 他の1学年 〈中〉 1年 (H20)					継続実施
	中学生チャレンジウィーク 〜中学2年生5日間職場体験〜	全公立中学校で 実施 (H20)				-	継続実施
	学校給食において地場産物を 使用する割合	21.9% (H20)	→	23%	25%		25%以上
	びわ湖フローティングスクー ル事業「湖の子」	全小学校で実施 (H20)				-	継続実施
	学校支援ディレクターがコー ディネートした学校数	27 校 (H20)		40 校			50 校
	「滋賀の教師塾」卒塾者数	124人 (H20)					200人
2 社会全体で子どもの育ちを支える							
	家庭教育協力企業協定の締結 企業数 (企業内家庭教育促進事業)	747 社 (H20)		1,000社		-	1,200 社
	通学合宿開催数	45 箇所 (H20)		50 箇所		-	50 箇所
3 学びあい、支えあう生涯学習社会をつくる							
	県民1人が年間に借りている 図書冊数	9.4 Ⅲ (H20)		10冊		-	11 m
	総合型地域スポーツクラブの 活動の充実	11 市 5 町に 42 クラブ設立 (H20)		各市町に少な くとも1つの クラブ設立		-	運営や活動 内容の充実・ 健全な自立



発行者:滋賀県教育委員会事務局教育総務課教育企画室

計画策定: 平成21年(2009年)7月16日

発行: 平成 21 年 (2009年) 9月

TEL: 077-528-4513 FAX: 077-528-4950 E-mail: ma0002@pref.shiga.lg.jp この印刷物は古紙バルブを配合しています

